

議案第70号

岩屋ポートターミナル立体駐車場他新築工事請負変更契約締結の件

岩屋ポートターミナル立体駐車場他新築工事の変更のため、下記のとおり変更契約を締結したいので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年淡路市条例第55号）第2条の規定により、議決を求める。

令和6年12月2日提出

淡路市長 門 康 彦

記

- 1 議案番号 議案第47号（令和5年6月19日議決）
- 2 当初契約年月日 令和5年6月19日
- 3 契約の目的 岩屋ポートターミナル立体駐車場他新築工事
- 4 契約の金額の変更
  - (1) 議決金額（当初） 555,610,000円
  - (2) 第2回変更後金額 590,212,700円
  - (3) 当初からの変更金額 34,602,700円
  - (4) 当初からの増減率 6.2パーセント
- 5 契約の相手方  
兵庫県淡路市大谷922番地1  
淡路土建株式会社 淡路支店 支店長 植野 久雄

(参考資料)

岩屋ポートターミナル立体駐車場他新築工事請負変更概要

1 施工場所 淡路市岩屋925番地27ほか

2 変更内容

(1) 建築工事

ア 地中障害物撤去工事(全旋回オールケーシング工法)

64箇所(追加)

イ 仮設足場工事

一式(削減)

(2) 諸経費

ア 交通誘導員の配置の見直し

一式(削減)

3 支出科目 会計 一般会計

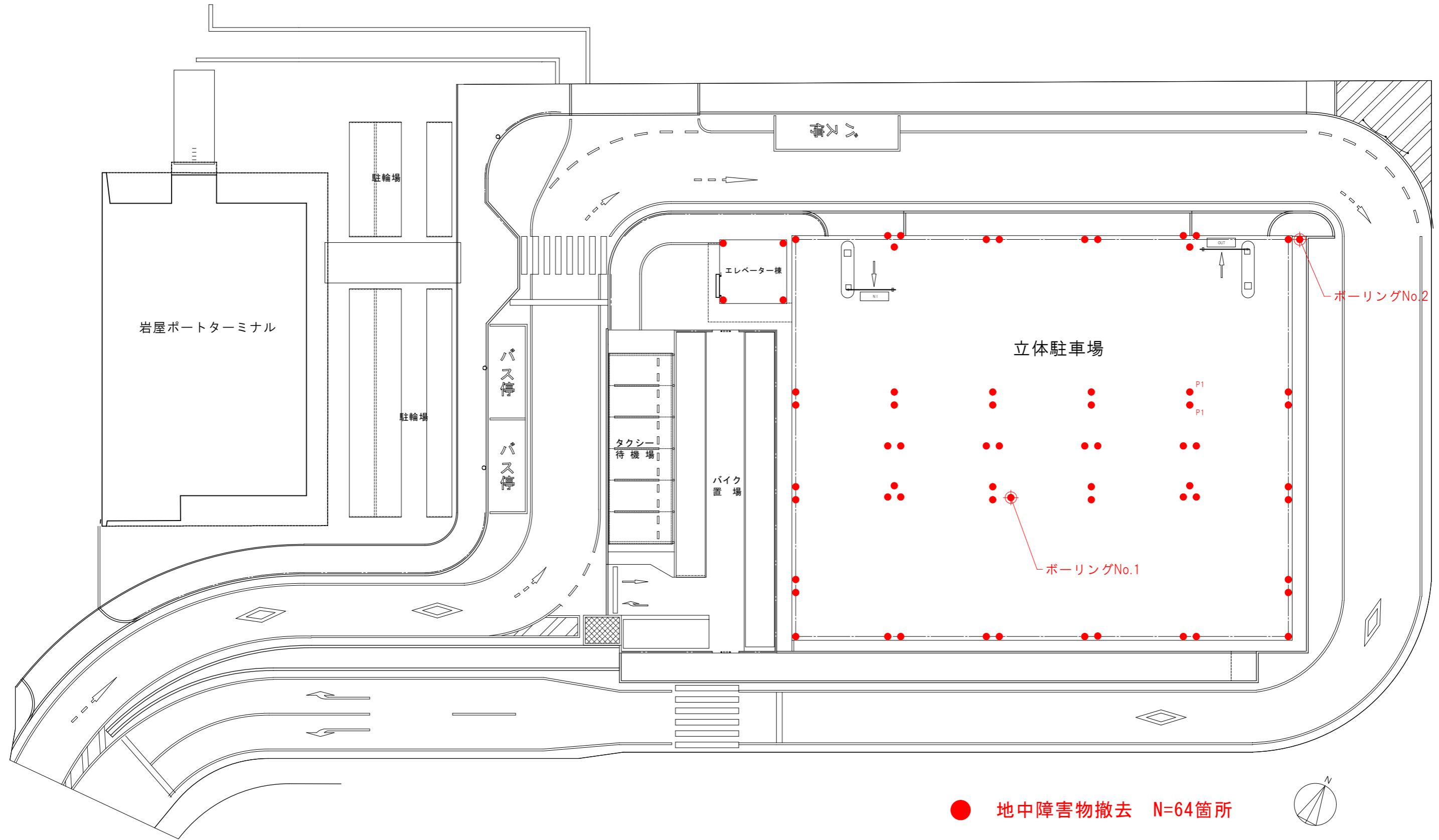
款 7 商工費

項 1 商工費

目 4 観光施設管理費

節 14 工事請負費

4 図 面 別添のとおり



地中障害物撤去位置図

議案第71号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和6年12月2日提出

淡路市長 門 康 彦

施設の名称及び所在地	指定する団体の名称 及び所在地	指定の期間
パルシェ香りの湯温泉棟 兵庫県淡路市尾崎3020番地1	株式会社淡路島パルシェ 代表取締役 石井 廣志 兵庫県淡路市尾崎3025 番地1	令和7年4月 1日から令和 12年3月3 1日まで
淡路島いちのみや温泉源地 兵庫県淡路市新村687番地2		
温泉供給装置 兵庫県淡路市新村687番地2地 先から淡路市尾崎3071番地先 まで		
淡路島いちのみや温泉スタンド 兵庫県淡路市尾崎3071番地		
パルシェ香りの湯宿泊棟 兵庫県淡路市尾崎3020番地1		

(参考資料)

1 施設の名称 淡路市一宮温泉施設

2 指定する団体の選定理由

この施設は、パルシェ香りの湯温泉棟、淡路島いちのみや温泉源地、温泉供給装置、淡路島いちのみや温泉スタンド及びパルシェ香りの湯宿泊棟から構成され、市民の健康増進と地域の活性化を図ることを目的として設置された施設であり、淡路市一宮農林漁業体験実習館「淡路香りの館」に隣接していることから、一体的な施設として、同一の団体に管理運営を行わせることで効果的な運営に資することができる。

これらの施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、現在、これらの施設の指定管理者として管理運営を行っている「株式会社淡路島パルシェ」を指定管理者に指定することにより、引き続き、地域等の活力を活用して、事業効果が期待できると認められることから、「淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」(平成17年淡路市条例第19号)第5条第1項の規定に基づき、公募によらずに、同社を指定管理者の候補者に選定する。

なお、指定管理者の指定期間については、集客施設である本施設において、積極的に施設の効用がより高められること並びに常に指定管理業務について検証と改善を繰り返すことで、新たな発想に基づくサービスの質の向上、地域産業の活性化及び就業機会の確保が図られ、人材確保と育成期間を確保しながら長期的に安定した施設運営が可能となることから、5年間とする。

3 指定する団体の名称及び所在地

- (1) 名称 株式会社淡路島パルシェ 代表取締役 石井 廣志
- (2) 所在地 兵庫県淡路市尾崎3025番地1

4 指定する団体の概要

- (1) 設立年月日 平成24年11月1日
- (2) 資本金 1億円
- (3) 年商(令和5年度) 1億7,248万円
- (4) 従業員数(令和6年10月現在) 29人
- (5) 事業内容
  - ア 「淡路市の公の施設」の指定管理の受託
  - イ 「淡路香りの館」、「パルシェ香りの湯」温泉棟、「パルシェ香りの湯」宿泊棟、「淡路島いちのみや温泉」、「特産館」、「直販いちのみや」及び「市民農園」の管理運営

- ウ ふるさと特産品の開発と販売
- エ 文化サロンの開催と香り教育の啓蒙普及
- オ イベント、セレモニーの企画と管理運営
- カ 「飲食店」の経営
- キ 「菓子」、「ソフトクリーム」の製造販売
- ク 草花の栽培と展示販売

(6) 団体の沿革

平成24年11月 淡路市と兵庫県線香協同組合との出資により設立

5 令和4年度及び令和5年度における損益計算書

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
市負担額		
指定管理料等	13,500	13,500
損益計算書		
売上高	180,768	172,478
売上原価	46,618	42,989
売上総利益	134,150	129,489
販売費及び一般管理費	161,636	148,600
営業利益(損失)	(27,486)	(19,111)
営業外収益	22,466	16,481
営業外費用	—	16
経常利益(損失)	(5,020)	(2,646)
特別利益	—	—
特別損失	0	0
税引前純利益(損失)	(5,020)	(2,646)
法人税等	185	185
当期純利益(損失)	(5,205)	(2,831)

6 令和4年度及び令和5年度における来館者の実績

(単位：人)

区 分	令和4年度	令和5年度
香りの館、香りの湯	186,298	180,453

議案第72号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和6年12月2日提出

淡路市長 門 康 彦

1 施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 淡路市一宮農林漁業体験実習館「淡路香りの館」
- (2) 所在地 兵庫県淡路市尾崎3025番地1

2 指定する団体の名称及び所在地

- (1) 名 称 株式会社淡路島パルシェ 代表取締役 石井 廣志
- (2) 所在地 兵庫県淡路市尾崎3025番地1

3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(参考資料)

1 施設の名称 淡路市一宮農林漁業体験実習館「淡路香りの館」

2 指定する団体の選定理由

この施設は、豊かな自然や香りの体験を通じながら、都市生活者との交流を図り、地域振興に寄与することを目的として設置された利便施設であり、パルシェ香りの湯温泉棟、淡路島いちのみや温泉源地、温泉供給装置、淡路島いちのみや温泉スタンド及びパルシェ香りの湯宿泊棟から構成される淡路市一宮温泉施設に隣接していることから、一体的な施設として、同一の団体に管理運営を行わせることで効果的な運営に資することができる。

特に「淡路香りの館」は、「花の島・淡路島」の中核施設作りの一環として、ハーブ苗やフクシアの栽培と販売等、多様で特色のある自主事業を展開しているところであり、更に事業を進化させ、魅力ある施設作りを進める必要があることから、これらの施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、現在、これらの施設の指定管理者として管理運営を行っている「株式会社淡路島パルシェ」を指定管理者に指定することにより、引き続き、地域等の活力を活用して、今後の事業効果が明確に期待できると認められることから、「淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」(平成17年淡路市条例第19号)第5条第1項の規定に基づき、公募によらずに、同社を指定管理者の候補者に選定する。

なお、指定管理者の指定期間につきましては、集客施設である本施設において、積極的に施設の効用がより高められること並びに常に指定管理業務について検証と改善を繰り返すことで、新たな発想に基づくサービスの質の向上、地域産業の活性化及び就業機会の確保が図られ、人材確保と育成期間を確保しながら長期的に安定した施設運営が可能となることから、5年間とする。

3 指定する団体の名称及び所在地

- (1) 名称 株式会社淡路島パルシェ 代表取締役 石井 廣志
- (2) 所在地 兵庫県淡路市尾崎3025番地1

4 指定する団体の概要

- (1) 設立年月日 平成24年11月1日
- (2) 資本金 1億円
- (3) 年商(令和5年度) 1億7,248万円
- (4) 従業員数(令和6年10月現在) 29人
- (5) 事業内容  
ア 「淡路市の公の施設」の指定管理の受託

イ 「淡路香りの館」、「パルシェ香りの湯」温泉棟、「パルシェ香りの湯」宿泊棟、「淡路島いちのみや温泉」、「特産館」、「直販いちのみや」及び「市民農園」の管理運営

ウ ふるさと特産品の開発と販売

エ 文化サロンの開催と香り教育の啓蒙普及

オ イベント、セレモニーの企画と管理運営

カ 「飲食店」の経営

キ 「菓子」、「ソフトクリーム」の製造販売

ク 草花の栽培と展示販売

(6) 団体の沿革

平成24年11月 淡路市と兵庫県線香協同組合との出資により設立

5 令和4年度及び令和5年度における損益計算書 (単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
市負担額		
指定管理料等	13,500	13,500
損益計算書		
売上高	180,768	172,478
売上原価	46,618	42,989
売上総利益	134,150	129,489
販売費及び一般管理費	161,636	148,600
営業利益(損失)	(27,486)	(19,111)
営業外収益	22,466	16,481
営業外費用	—	16
経常利益(損失)	(5,020)	(2,646)
特別利益	—	—
特別損失	0	0
税引前純利益(損失)	(5,020)	(2,646)
法人税等	185	185
当期純利益(損失)	(5,205)	(2,831)

6 令和4年度及び令和5年度における来館者の実績 (単位：人)

区分	令和4年度	令和5年度
香りの館、香りの湯	186,298	180,453

議案第73号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和6年12月2日提出

淡路市長 門 康 彦

1 施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 淡路市松帆アンカレイジパーク
- (2) 所在地 兵庫県淡路市岩屋1873番地1

2 指定する団体の名称及び所在地

- (1) 名 称 株式会社淡路観光開発公社 代表取締役 西田 利行
- (2) 所在地 兵庫県淡路市岩屋1187番地1

3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(参考資料)

1 施設の名称 淡路市松帆アンカレイジパーク

2 指定する団体の選定理由

この施設は、兵庫県が管理する道路利用者の休憩施設とともに、道の駅「あわじ」として一体的に整備され、地域産業の活性化及び就業機会の確保並びに淡路市を訪れる人々と市民の交流を深めるために設置された施設で、屋外公園施設と飲食、物産、会議室からなる総合交流促進施設で構成されている。

この施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、現在、この施設の指定管理者として管理運営を行っている「株式会社淡路観光開発公社」を指定管理者に指定することにより、引き続き、地域等の活力を活用して、今後の事業効果が明確に期待できると認められることから、「淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」(平成17年淡路市条例第19号)第5条第1項の規定に基づき、公募によらずに、同社を指定管理者の候補者に選定する。

なお、指定管理者の指定期間については、集客施設である本施設において、積極的な設備投資が図られ、施設の効用がより高められること並びに常に指定管理業務について検証と改善を繰り返すことで、新たな発想に基づくサービスの質の向上、地域産業の活性化及び就業機会の確保が図られ、人材確保と育成期間を確保しながら長期的に安定した施設運営が可能となることから、5年間とする。

3 指定する団体の名称及び所在地

- (1) 名称 株式会社淡路観光開発公社 代表取締役 西田 利行
- (2) 所在地 兵庫県淡路市岩屋1187番地1

4 指定する団体の概要

- (1) 設立年月日 平成9年5月29日
- (2) 資本金 9,995万円
- (3) 年商(令和5年度) 9億3,351万円
- (4) 従業員数(令和6年10月現在) 130人
- (5) 事業内容
  - ア 農水産物の加工販売
  - イ 飲食店業
  - ウ 食料品の卸及び小売業
  - エ 土産品店の経営
  - オ 各種セレモニーの企画、運営、管理の請負業

カ 地域産業に関する商品の企画、立案並びに販売の斡旋

5 令和4年度及び令和5年度における損益計算書

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
市負担額		
指定管理料等	20,227	20,227
損益計算書		
売上高	860,718	933,511
売上原価	434,208	472,705
売上総利益	426,510	460,806
販売費及び一般管理費	413,600	437,123
営業利益(損失)	12,910	23,683
営業外収益	20,082	16,649
営業外費用	65	190
経常利益(損失)	32,927	40,142
特別利益	—	619
特別損失	—	—
税引前純利益(損失)	32,927	40,761
法人税等	9,867	12,332
当期純利益(損失)	23,060	28,429

6 令和4年度及び令和5年度における来館者の実績

(単位：人)

区 分	令和4年度	令和5年度
松帆アンカレイジパーク	432,062	477,497

議案第74号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和6年12月2日提出

淡路市長 門 康 彦

施設の名称及び所在地	指定する団体の名称及び所在地	指定の期間
橋本駐車場 兵庫県淡路市岩屋135 5番地1地先	淡路島岩屋漁業協同組合 代表理事組合長 新居 只吉 <sup>ただよし</sup> 兵庫県淡路市岩屋1414番地 1	令和7年4月1 日から令和12 年3月31日ま で
西町駐車場 兵庫県淡路市岩屋138 7番地先		
片浜駐車場 兵庫県淡路市岩屋141 3番地4地先		

(参考資料)

## 1 施設の名称

- (1) 橋本<sup>はしもと</sup>駐車場
- (2) 西町<sup>にしのちょう</sup>駐車場
- (3) 片浜<sup>かたはま</sup>駐車場

## 2 指定する団体の選定理由

この施設は、岩屋港湾区域及びその周辺区域の不法駐車をなくすことにより、交通事故の防止に資するとともに、もって岩屋地区中心市街地の活性化及び港湾施設の効率的な利用を図ることを目的として設置された施設である。

現在、この施設の指定管理者として管理運営を行っている「淡路島岩屋漁業協同組合」は、この施設に隣接していることから、突発的な事故等にも迅速な対応ができるとともに、地域住民と調整を図りながらの適正な維持管理ができるなど、引き続き、この施設の効用及び地域の発展に資することができる。

以上のことから、この施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるため、「淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」(平成17年淡路市条例第19号)第5条第1項の規定に基づき、公募によらず、公共的団体である同組合を指定管理者の候補者として選定する。

なお、指定管理者の指定期間については、交通事故の防止及び岩屋地区中心市街地の活性化のために、長期的に安定的な施設の管理運営を行う必要があることから、5年間とする。

## 3 指定する団体の概要

- (1) 設立年月日 昭和56年5月7日
- (2) 出資金 2億4,252万円(令和6年10月18日現在)
- (3) 役員数 11人
- (4) 事業内容
  - ア 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
  - イ 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
  - ウ 組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売

## 4 令和4年度及び令和5年度における収支実績

(単位：千円)

区分		令和4年度	令和5年度
収入	利用料金 (ハーバーパーキング使用料)	5,059	4,170
	計	5,059	4,170
支出	管理費	977	977
	需用費	491	279
	労務費	36	36
	委託料	3,555	2,878
	その他	0	0
	計	5,059	4,170
収支差引		0	0

議案第75号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和6年12月2日提出

淡路市長 門 康 彦

1 施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 淡路市明石海峡航路旅客船兼自動車渡船
- (2) 所在地 兵庫県淡路市

2 指定する団体の名称及び所在地

- (1) 名 称 株式会社淡路ジェノバライン 代表取締役 清水 とおる 道
- (2) 所在地 兵庫県淡路市岩屋925番地27

3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(参考資料)

## 1 施設の名称

淡路市明石海峡航路旅客船兼自動車渡船

## 2 指定する団体の選定理由

この施設は、明石海峡航路における旅客輸送機能の強化により、淡路島と本土との交流を支え、地域活性化を図ることを目的として設置されたものである。

この施設の指定管理者である「株式会社淡路ジェノバライン」は、この施設と同社が保有する3隻の船舶を併せ、同一の者で明石海峡航路を運航することができることから、合理的な事業運営の実施、統一的な運賃体系の確保及び旅客輸送サービスの強化を図ることが期待できる。

また、同社は、平成19年から今日まで、明石海峡航路を継続的かつ安定的に維持運営してきた実績があり、専門的な知識及び人材を有していることから、同社に管理運営を委ねることで、この施設を適切に維持することができるものと、設置目的を達成することができるものと認められる。

以上のとおり、この施設の指定管理者の選定については、その性質や機能の特殊性に鑑み、特別の理由があり、公募に適さないと認められることから、「淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」(平成17年淡路市条例第19号)第5条第2項の規定に基づき、公募によらず、引き続き、明石海峡航路の一般旅客定期航路事業の許可を得ている同社を指定管理者として選定する。

## 3 指定する団体の概要

(1) 設立年月日 平成14年2月26日

(2) 資本金 6,000万円

(3) 年商(令和6年6月期決算) 2億8,030万円余

(4) 役員数及び従業員数(令和6年10月31日現在)

ア 役員数 8人

イ 従業員数 38人

(5) 事業内容

ア 海上運送事業

イ ホテル、レストラン、喫茶店及び売店の経営

ウ 旅行業法に基づく旅行業及び旅行に関する情報の提供 等

(6) 団体の沿革

平成14年2月 株式会社淡路ジェノバラインを設立

平成14年4月 休止していた「富島ー明石」航路を再開

平成19年1月 明淡高速船株式会社が撤退した「岩屋－明石」航路を引き継いで運航

(7) 主な実績

平成14年4月 「富島－明石」航路を再開し、明石との海上交通を確保  
(平成20年5月に休止)

平成19年1月 明淡高速船株式会社が「岩屋－明石」航路を撤退後、同航路を承継

平成19年～平成21年 明石海峡クルーズを実施  
(7月～10月までの間、土曜日、日曜日及び祝日に実施)

平成26年7月 明石待合所内に淡路市観光案内所を設置

平成27年1月 明石待合所内にクルーズライブ映像システム及び観光案内モニターを設置

令和6年7月 花火観覧クルーズなどのクルーズを実施